

提出議案説明資料目次

令和4年12月定例会

資料番号	資料内容	関係議案	頁
1	条文解釈等	議案第60号 箱根町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	1 ~ 33
2	条文解釈等	議案第61号 箱根町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	35 ~ 51
3	新旧対照表	議案第62号 箱根町職員の給与に関する条例及び箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	53 ~ 69
4	新旧対照表	議案第63号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	71 ~ 73
5	新旧対照表	議案第64号 箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	75 ~ 77
6	新旧対照表	議案第65号 箱根町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について	79 ~ 111
7	新旧対照表	議案第66号 箱根町町税条例の一部を改正する条例の制定について	113 ~ 117

条文解釈

箱根町個人情報の保護に関する法律施行条例の条文解釈

条 項	条 文
第 1 条	<p>(趣旨)</p> <p>この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
第 2 条	<p>(定義)</p> <p>この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>2 この条例において「実施機関」とは、町長（水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会並びに財産区をいう。</p>
第 3 条	<p>(個人情報取扱事務の登録)</p> <p>実施機関は、個人情報を取り扱う事務（個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された地方公共団体等行政文書（公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）に関する個人情報で専らその職務の遂行に関するものが記録された地方公共団体等行政文書で実施機関が定めるもの及び一般に入手し得る刊行物等を除く。第 4 号において「個人情報記録」という。）を使用する事務に限る。以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人情報取扱事務の名称及び概要 (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称 (3) 個人情報取扱事務を開始する年月日 (4) 個人情報記録から検索し得る個人の類型 (5) 前号の個人の類型ごとの次の事項 <ol style="list-style-type: none"> ア 個人情報を取り扱う目的 イ 個人情報の項目名 ウ 個人情報の収集先及び収集の方法 エ 個人情報について電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理（専

説 明

本条は、この条例の趣旨について規定したものです。

本条は、この条例における用語の定義について規定したものです。

本条は、個人情報を取り扱う事務の名称やそれを所管する組織の名称など、一定事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えるとともに、一般の閲覧に供しなければならないことを規定したものです。

なお、法の規定では、法定の個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成及び公表は妨げられないとされる事項のため、現行の箱根町個人情報保護条例に規定する個人情報取扱事務登録簿をこの条例に規定し、継続して運用するものです。

条 項	条 文
	<p>ら文章を作成するための処理、専ら文書若しくは図画の内容を記録するための処理、製版その他の専ら印刷物を製作するための処理又は専ら文書若しくは図画の内容の伝達を電子通信の方法により行うための処理を除く。)をいう。)を行うときは、その旨</p> <p>オ 個人情報を利用する範囲並びに個人情報を提供するときは提供する範囲及び提供する個人情報の項目名並びにオンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。）により個人情報を提供するときは、その旨</p> <p>2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。</p> <p>4 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。</p>
第 4 条	<p>(開示請求に係る手数料等)</p> <p>法第 89 条第 2 項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。</p> <p>2 法第 87 条第 1 項の規定による保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付に要する費用は、開示請求者の負担とする。</p>
第 5 条	<p>(開示決定等の期限)</p> <p>開示決定等は、開示請求があった日から 14 日以内になければならない。ただし、法第 77 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>

説 明

本条は、開示請求に係る手数料は無料とし、複写費や郵送費など写しの交付に要する実費相当分は、開示請求者の自己負担とすることを規定したものです。

本条は、開示決定等の期限について規定したものです。
なお、法の規定では、開示決定等の期限は30日以内とされていますが、条例で必要な規定を定めることが妨げられないとされる事項のため、現行の箱根町個人情報保護条例の規定と同様の内容とするものです。

条 項	条 文
第 6 条	<p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から 44 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限</p>
第 7 条	<p>(開示決定を受けていない保有個人情報に係る訂正請求等)</p> <p>何人も、法第 90 条第 1 項各号に掲げる保有個人情報以外の自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、法の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができる。</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求をすることができる。</p> <p>3 法第 90 条第 3 項の規定は、第 1 項の規定による訂正の請求については、適用しない。</p> <p>4 第 1 項の規定による訂正の請求に対し、当該訂正の請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該訂正の請求を拒否することができる。</p>
第 8 条	<p>(開示決定を受けていない保有個人情報に係る利用停止請求等)</p> <p>何人も、法第 90 条第 1 項各号に掲げる保有個人情報以外の自己を本人とする保有個人情報が法第 98 条第 1 項各号のいずれかに該当すると思料するときは、法の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の利用停止を請求することができる。</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求をすることができる。</p> <p>3 法第 98 条第 3 項の規定は、第 1 項の規定による利用停止の請求については、適用しない。</p>

説 明

本条は、開示決定等の期限の特例について規定したものです。

本条は、法の規定では、保有個人情報の訂正を請求するに当たり、当該保有個人情報の開示を受けるものとされていますが、開示を受けていない保有個人情報についても、訂正を請求できることなどを規定したものです。

なお、法とは異なる内容となりますが、条例で必要な規定を定めることが妨げられないとされる事項のため、現行の箱根町個人情報保護条例の規定と同様の内容とするものです。

本条は、法の規定では、保有個人情報の利用停止を請求するに当たり、当該保有個人情報の開示を受けるものとされていますが、開示を受けていない保有個人情報についても、利用停止を請求できることなどを規定したものです。

なお、法とは異なる内容となりますが、条例で必要な規定を定めることが妨げられないとされる事項のため、現行の箱根町個人情報保護条例の規定と同様の内容とするものです。

条 項	条 文
	<p>4 第1項の規定による利用停止の請求に対し、当該利用停止の請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該利用停止の請求を拒否することができる。</p>
第9条	<p>(審査会への諮問)</p> <p>実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、箱根町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 年箱根町条例第 号）第2条に規定する箱根町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。</p> <p>(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合</p> <p>(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合</p>
第10条	<p>(運用状況の公表)</p> <p>実施機関は、毎年、法及びこの条例の運用の状況について、一般に公表するものとする。</p>
第11条	<p>(委任)</p> <p>この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。</p>

説 明

本条は、この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合など、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、箱根町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができることを規定したものです。

本条は、毎年、法及びこの条例の運用の状況について、一般に公表することを規定したものです。

本条は、この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関がそれぞれ規則、規程等で定めることを規定したものです。

新旧对照表

箱根町畑宿寄木会館条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
<p>(個人情報取扱い等)</p> <p>第11条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の趣旨に則り、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p>

旧（改正前）

（個人情報の取扱い等）

第 11 条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、箱根町個人情報保護条例（平成 14 年箱根町条例第 26 号）の趣旨に則り、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

箱根湿生花園条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（個人情報の取扱い等）

第 17 条 指定管理者又はその管理する湿生花園の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の趣旨に則り、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、湿生花園の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

旧（改正前）

（個人情報の取扱い等）

第 17 条 指定管理者又はその管理する湿生花園の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、箱根町個人情報保護条例（平成 14 年箱根町条例第 26 号）の趣旨に則り、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、湿生花園の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

箱根町集会所条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
<p>(個人情報取扱い等)</p> <p>第12条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の趣旨に則り、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p>

旧（改正前）

（個人情報の取扱い等）

第12条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、箱根町個人情報保護条例（平成14年箱根町条例第26号）の趣旨に則り、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

箱根町弥坂湯条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
<p>(個人情報取扱い等)</p> <p>第15条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の趣旨に則り、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p>

旧（改正前）

（個人情報の取扱い等）

第15条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、箱根町個人情報保護条例（平成14年箱根町条例第26号）の趣旨に則り、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

箱根町宮城野温泉会館条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（個人情報の取扱い等）

第15条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨に則り、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

旧（改正前）

（個人情報の取扱い等）

第 15 条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、箱根町個人情報保護条例（平成 14 年箱根町条例第 26 号）の趣旨に則り、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

箱根町老人福祉センターやまなみ荘条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（個人情報の取扱い等）

第16条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨に則り、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

旧（改正前）

（個人情報の取扱い等）

第 16 条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、箱根町個人情報保護条例（平成 14 年箱根町条例第 26 号）の趣旨に則り、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

箱根町都市公園条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（個人情報の取扱い等）

第23条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨に則り、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

旧（改正前）

（個人情報の取扱い等）

第23条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、箱根町個人情報保護条例（平成14年箱根町条例第26号）の趣旨に則り、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

箱根町駐車場条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
<p>(個人情報取扱い等)</p> <p>第17条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の趣旨に則り、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p>

旧（改正前）

（個人情報の取扱い等）

第 17 条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、箱根町個人情報保護条例（平成 14 年箱根町条例第 26 号）の趣旨に則り、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

箱根町総合体育館条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
<p>(個人情報取扱い等)</p> <p>第18条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の趣旨に則り、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p>

旧（改正前）

（個人情報取扱等）

第18条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、箱根町個人情報保護条例（平成14年箱根町条例第26号）の趣旨に則り、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

箱根町テニスコート条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
<p>(個人情報取扱い等)</p> <p>第15条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の趣旨に則り、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p>

旧（改正前）

（個人情報の取扱い等）

第 15 条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、箱根町個人情報保護条例（平成 14 年箱根町条例第 26 号）の趣旨に則り、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

箱根町情報公開条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
<p>(定義)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(公開請求に対する決定等)</p> <p>第10条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求があった日から<u>14日</u>以内に、当該公開請求に対する諾否の決定（以下「諾否決定」という。）を行わなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から<u>59日</u>以内にそのすべてについて諾否決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に諾否決定をし、残りの行政文書については相当の期間内に諾否決定をすることができる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

旧（改正前）

（定義）

第3条（略）

(1)・(2)（略）

(3) 文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、実施機関が定めるもの

2（略）

（公開請求に対する決定等）

第10条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求があった日から起算して15日以内に、当該公開請求に対する諾否の決定（以下「諾否決定」という。）を行わなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2～4（略）

5 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて諾否決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に諾否決定をし、残りの行政文書については相当の期間内に諾否決定をすることができる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)・(2)（略）

条文解釈

箱根町情報公開・個人情報保護審査会条例の条文解釈

条 項	条 文
第 1 条	<p>(趣旨)</p> <p>この条例は、箱根町情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議等の手続等について定めるものとする。</p>
第 2 条	<p>(設置)</p> <p>次に掲げる事務を行うため、町に、箱根町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(1) 箱根町情報公開条例（平成 15 年箱根町条例第 14 号）第 17 条第 1 項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。</p> <p>(2) 実施機関（箱根町情報公開条例第 3 条第 2 項に規定する実施機関をいう。）が立案し、及び実施する情報公開に関する制度の改善についての施策に関し、箱根町情報公開条例第 27 条第 2 項の規定により意見を述べること。</p> <p>(3) 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 81 条第 1 項の規定により設置された機関として、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。第 4 条第 1 項において「個人情報保護法」という。）第 105 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。</p> <p>(4) 箱根町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年箱根町条例第 号）第 9 条の規定による諮問に応じ調査審議すること。</p> <p>(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 27 条第 1 項に規定する特定個人情報保護評価に関し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項の規定により意見を述べること。</p>
第 3 条	<p>(組織等)</p> <p>審査会は、町長が委嘱する 5 人以内の委員で組織する。</p> <p>2 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p>
第 4 条	<p>(審査会の調査権限等)</p> <p>審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁（箱根町</p>

説 明

本条は、この条例の趣旨について規定したものです。

本条は、審査会の設置について規定したものです。

本条は、審査会の組織及び委員の秘密保持義務について規定したものです。

本条は、審査会の調査権限等について規定したものです。

条 項	条 文
	<p>情報公開条例第 17 条第 1 項の規定により審査会に諮問をした実施機関（同条例第 3 条第 2 項に規定する実施機関をいう。）及び個人情報保護法第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により審査会に諮問をした実施機関（箱根町個人情報の保護に関する法律施行条例第 2 条第 2 項に規定する実施機関をいう。）をいう。以下この条において同じ。）に対し、審査請求のあった処分に係る行政文書（箱根町情報公開条例第 3 条第 1 項に規定する行政文書をいう。以下この項において同じ。）又は保有個人情報（個人情報保護法第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報をいう。以下この項において同じ。）の提示を求めることができる。この場合において、審査請求のあった処分に係る行政文書又は保有個人情報の写しが作成されたときは、当該写しについては、箱根町情報公開条例第 4 条から第 18 条までの規定は、適用しない。</p> <p>2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 第 1 項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事案の審議を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に対して、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。</p>
第 5 条	<p>（意見の陳述等）</p> <p>審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。</p> <p>2 前項の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p>
第 6 条	<p>（提出資料の写しの送付等）</p> <p>審査会は、第 4 条第 3 項又は前条第 1 項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（箱根町情報公開条例第 3 条第 1 項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。</p>

説 明

本条は、審査会は、審査請求人等から申出があったときは、意見の陳述等を認めることができることを規定したものです。

本条は、審査会が、提出のあった意見書又は資料の写しを、当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付することなどについて規定したものです。

条 項	条 文
	<p>2 審査請求人及び参加人は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</p> <p>3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</p>
第7条	<p>（委任）</p> <p>この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
第8条	<p>（罰則）</p> <p>第3条第2項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>

説 明

本条は、この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めることを規定したものです。

本条は、審査会の委員が秘密保持義務に違反した場合の罰則について規定したものです。

新旧对照表

箱根町情報公開条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
<p>(審査会への諮問)</p> <p>第 17 条 諾否決定又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、<u>箱根町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 年箱根町条例第 号）第 2 条</u>に規定する箱根町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、当該審査会の議を経て、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項の規定により審査会に諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。<u>次号及び第 3 号において同じ。</u>）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>第 19 条から第 22 条まで</u> 削除</p>

旧（改正前）

（審査会への諮問）

第 17 条 諾否決定又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、第 19 条に規定する箱根町情報公開・個人情報保護審査会（以下同条第 1 項を除き、「審査会」という。）に諮問し、当該審査会の議を経て、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 第 1 項の規定により審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2)・(3) (略)

（情報公開・個人情報保護審査会）

第 19 条 町長は、第 17 条第 1 項及び箱根町個人情報保護条例（平成 14 年箱根町条例第 26 号）に規定する諮問について審査を行わせるため箱根町情報公開・個人情報保護審査会を置く。

2 審査会は、町長が委嘱する 5 人以内の委員で組織する。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 前項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

（審査会の調査権限等）

新（改正後）

旧（改正前）

第20条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諾否決定に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合において、諾否決定に係る行政文書の写しが作成されたときは、当該写しについては、第4条から第22条の規定は、適用しない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 第1項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事案の審議を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に対して、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。

（意見の陳述等）

第21条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

2 前項の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（提出資料の写しの送付等）

第22条 審査会は、第20条第3項又は前条第1項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人及び参加人は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

新（改正後）

旧（改正前）

- 3 審査会は、第 1 項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第 2 項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

箱根町手数料条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）		
別表第1（第2条関係）		
手数料を徴収する事務の種類	1件区分	金額
1～31（略）	（略）	（略）
32 行政不服審査法第38条第1項又は第81条第3項において準用する第78条第1項に規定する書面若しくは書類（次項において「対象書類等」という。）を複写機により用紙に複写したもの又は同法第38条第1項又は第81条第3項において準用する第78条第1項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）に記録された事項を用紙に出力したものの交付	単色刷り A3 版まで 1 枚につき（ただし両面に複写した場合は片面を 1 枚として手数料の額を算定する。）	20 円
	単色刷り A3 版を超え A0 版まで 1 枚につき（ただし両面に複写した場合は片面を 1 枚として手数料の額を算定する。）	100 円
	多色刷り A3 版まで（ただし、両面に複写した場合は片面を 1 枚として手数料の額を算定する。）	50 円
33・34（略）	（略）	（略）

旧（改正前）

別表第1（第2条関係）

手数料を徴収する事務の種類	1件区分	金額
1～31（略）	（略）	（略）
32 行政不服審査法第38条第1項に規定する書面若しくは書類（次項において「対象書類等」という。）を複写機により用紙に複写したもの又は同項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）に記録された事項を用紙に出力したものの交付	単色刷り A3 版まで 1 枚につき（ただし両面に複写した場合は片面を 1 枚として手数料の額を算定する。） 単色刷り A3 版を超え A0 版まで 1 枚につき（ただし両面に複写した場合は片面を 1 枚として手数料の額を算定する。） 多色刷り A3 版まで（ただし、両面に複写した場合は片面を 1 枚として手数料の額を算定する。）	20 円 100 円 50 円
33・34（略）	（略）	（略）

新旧対照表

箱根町職員の給与に関する条例及び箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（箱根町職員の給与に関する条例の一部改正）（第1条関係）

（勤勉手当）

第17条（略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当及び管理職手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の105を乗じて得た額の総額

(2)（略）

3～5（略）

別表第1（第3条関係）

給料表

（単位：円）

級号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
1	<u>150,100</u>	<u>185,200</u>	<u>234,400</u>	<u>266,000</u>	<u>290,700</u>	319,200	362,900	408,100
2	<u>151,200</u>	<u>186,900</u>	<u>236,000</u>	<u>267,700</u>	<u>292,900</u>	321,400	365,500	410,500
3	<u>152,400</u>	<u>188,500</u>	<u>237,500</u>	<u>269,200</u>	<u>295,000</u>	323,700	367,900	413,000
4	<u>153,500</u>	<u>190,200</u>	<u>239,000</u>	<u>271,000</u>	<u>297,000</u>	325,900	370,500	415,400
5	<u>154,600</u>	<u>191,700</u>	<u>240,300</u>	<u>272,700</u>	<u>298,800</u>	328,100	372,400	417,300
6	<u>155,700</u>	<u>193,400</u>	<u>241,900</u>	<u>274,500</u>	<u>300,800</u>	330,100	374,900	419,600
7	<u>156,800</u>	<u>195,200</u>	<u>243,400</u>	<u>276,300</u>	<u>302,600</u>	332,300	377,200	421,700
8	<u>157,900</u>	<u>196,900</u>	<u>244,900</u>	<u>278,300</u>	304,200	334,500	379,700	423,900
9	<u>158,900</u>	<u>198,500</u>	<u>246,000</u>	<u>280,200</u>	306,100	336,400	382,100	425,900
10	<u>160,300</u>	<u>200,300</u>	<u>247,500</u>	<u>282,200</u>	308,400	338,600	384,800	428,000
11	<u>161,600</u>	<u>202,100</u>	<u>249,000</u>	<u>284,100</u>	310,600	340,600	387,400	430,100
12	<u>162,900</u>	<u>203,900</u>	<u>250,300</u>	<u>286,000</u>	312,900	342,800	390,100	432,200
13	<u>164,100</u>	<u>205,400</u>	<u>251,800</u>	<u>287,900</u>	315,000	344,600	392,500	433,900
14	<u>165,600</u>	<u>207,200</u>	<u>253,000</u>	<u>289,700</u>	317,100	346,600	394,800	435,700

旧（改正前）

（勤勉手当）

第17条（略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当及び管理職手当の月額を加算した額に、100分の95を乗じて得た額の総額

(2)（略）

3～5（略）

別表第1(第3条関係)

給料表

(単位:円)

級号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
1	<u>146,100</u>	<u>182,200</u>	<u>231,500</u>	<u>264,200</u>	<u>289,700</u>	319,200	362,900	408,100
2	<u>147,200</u>	<u>183,900</u>	<u>233,100</u>	<u>266,000</u>	<u>291,100</u>	321,400	365,500	410,500
3	<u>148,400</u>	<u>185,500</u>	<u>234,600</u>	<u>267,800</u>	<u>294,000</u>	323,700	367,900	413,000
4	<u>149,500</u>	<u>187,200</u>	<u>236,200</u>	<u>269,900</u>	<u>296,000</u>	325,900	370,500	415,400
5	<u>150,600</u>	<u>188,700</u>	<u>237,600</u>	<u>271,600</u>	<u>297,900</u>	328,100	372,400	417,300
6	<u>151,700</u>	<u>190,400</u>	<u>239,300</u>	<u>273,400</u>	<u>300,000</u>	330,100	374,900	419,600
7	<u>152,800</u>	<u>192,200</u>	<u>240,800</u>	<u>275,200</u>	<u>302,200</u>	332,300	377,200	421,700
8	<u>153,900</u>	<u>193,900</u>	<u>242,400</u>	<u>277,200</u>	304,200	334,500	379,700	423,900
9	<u>154,900</u>	<u>195,500</u>	<u>243,500</u>	<u>279,200</u>	306,100	336,400	382,100	425,900
10	<u>156,300</u>	<u>197,300</u>	<u>245,000</u>	<u>281,200</u>	308,400	338,600	384,800	428,000
11	<u>157,600</u>	<u>199,100</u>	<u>246,600</u>	<u>283,100</u>	310,600	340,600	387,400	430,100
12	<u>158,900</u>	<u>200,900</u>	<u>247,900</u>	<u>285,000</u>	312,900	342,800	390,100	432,200
13	<u>160,100</u>	<u>202,400</u>	<u>249,400</u>	<u>287,000</u>	315,000	344,600	392,500	433,900
14	<u>161,600</u>	<u>204,200</u>	<u>250,800</u>	<u>288,900</u>	317,100	346,600	394,800	435,700

新（改正後）

15	<u>167,100</u>	<u>209,000</u>	<u>254,300</u>	<u>291,200</u>	319,300	348,600	397,000	437,700
16	<u>168,700</u>	<u>210,800</u>	<u>255,500</u>	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	<u>169,800</u>	<u>212,400</u>	<u>256,800</u>	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	<u>171,200</u>	<u>214,200</u>	<u>258,200</u>	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	<u>172,600</u>	<u>216,000</u>	<u>259,600</u>	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	<u>174,000</u>	<u>217,800</u>	<u>261,100</u>	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	<u>175,300</u>	<u>219,200</u>	<u>262,700</u>	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	<u>177,800</u>	<u>221,000</u>	<u>264,400</u>	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	<u>180,300</u>	<u>222,700</u>	<u>266,000</u>	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	<u>182,800</u>	<u>224,500</u>	<u>267,600</u>	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	<u>185,200</u>	<u>226,100</u>	<u>269,400</u>	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	<u>186,900</u>	<u>227,800</u>	<u>271,200</u>	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	<u>188,500</u>	<u>229,400</u>	<u>272,900</u>	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	<u>190,200</u>	<u>230,900</u>	<u>274,600</u>	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	<u>191,700</u>	<u>232,200</u>	<u>276,200</u>	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	<u>193,400</u>	<u>233,800</u>	<u>277,900</u>	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	<u>195,200</u>	<u>235,400</u>	<u>279,700</u>	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	<u>196,900</u>	<u>236,900</u>	<u>281,200</u>	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	<u>198,500</u>	<u>237,900</u>	<u>282,400</u>	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	<u>199,900</u>	<u>239,400</u>	<u>284,100</u>	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	<u>201,400</u>	<u>240,700</u>	<u>285,700</u>	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	<u>202,900</u>	<u>241,900</u>	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	<u>204,200</u>	<u>243,100</u>	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	<u>205,500</u>	<u>244,100</u>	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	<u>206,700</u>	<u>245,100</u>	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	<u>208,000</u>	<u>246,100</u>	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	<u>209,300</u>	<u>247,200</u>	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	<u>210,600</u>	<u>248,100</u>	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	<u>211,900</u>	<u>249,000</u>	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	<u>213,200</u>	<u>250,000</u>	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	<u>214,300</u>	<u>250,900</u>	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	<u>215,600</u>	<u>252,200</u>	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	<u>216,900</u>	<u>253,400</u>	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	<u>218,200</u>	<u>254,700</u>	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	<u>219,200</u>	<u>256,000</u>	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	<u>220,300</u>	<u>257,400</u>	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	<u>221,300</u>	<u>258,600</u>	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	

旧（改正前）

15	<u>163,100</u>	<u>206,000</u>	<u>252,100</u>	<u>290,800</u>	319,300	348,600	397,000	437,700
16	<u>164,700</u>	<u>207,800</u>	<u>253,500</u>	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	<u>165,900</u>	<u>209,400</u>	<u>255,000</u>	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	<u>167,400</u>	<u>211,200</u>	<u>256,500</u>	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	<u>168,900</u>	<u>213,000</u>	<u>258,200</u>	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	<u>170,400</u>	<u>214,800</u>	<u>260,000</u>	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	<u>171,700</u>	<u>216,200</u>	<u>261,600</u>	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	<u>174,400</u>	<u>218,000</u>	<u>263,300</u>	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	<u>177,000</u>	<u>219,700</u>	<u>264,900</u>	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	<u>179,600</u>	<u>221,500</u>	<u>266,500</u>	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	<u>182,200</u>	<u>223,200</u>	<u>268,400</u>	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	<u>183,900</u>	<u>224,900</u>	<u>270,200</u>	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	<u>185,500</u>	<u>226,500</u>	<u>271,900</u>	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	<u>187,200</u>	<u>228,100</u>	<u>273,600</u>	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	<u>188,700</u>	<u>229,500</u>	<u>275,300</u>	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	<u>190,400</u>	<u>231,200</u>	<u>277,000</u>	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	<u>192,200</u>	<u>232,800</u>	<u>278,800</u>	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	<u>193,900</u>	<u>234,400</u>	<u>280,300</u>	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	<u>195,500</u>	<u>235,400</u>	<u>281,800</u>	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	<u>196,900</u>	<u>236,900</u>	<u>283,700</u>	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	<u>198,400</u>	<u>238,300</u>	<u>285,500</u>	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	<u>199,900</u>	<u>239,500</u>	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	<u>201,200</u>	<u>240,700</u>	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	<u>202,500</u>	<u>241,900</u>	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	<u>203,700</u>	<u>242,900</u>	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	<u>205,000</u>	<u>244,100</u>	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	<u>206,300</u>	<u>245,400</u>	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	<u>207,600</u>	<u>246,400</u>	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	<u>208,900</u>	<u>247,600</u>	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	<u>210,200</u>	<u>248,900</u>	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	<u>211,300</u>	<u>249,800</u>	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	<u>212,600</u>	<u>251,100</u>	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	<u>213,900</u>	<u>252,300</u>	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	<u>215,200</u>	<u>253,600</u>	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	<u>216,300</u>	<u>255,000</u>	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	<u>217,400</u>	<u>256,400</u>	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	<u>218,400</u>	<u>257,600</u>	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	

新（改正後）

52	<u>222,300</u>	<u>259,800</u>	312,700	357,200	375,400	401,300	441,800	
53	<u>223,300</u>	<u>260,900</u>	314,300	358,100	376,100	402,000	442,200	
54	<u>224,200</u>	<u>262,100</u>	315,900	359,200	376,800	402,700	442,600	
55	<u>225,100</u>	<u>263,400</u>	317,500	360,100	377,500	403,400	443,000	
56	<u>226,000</u>	<u>264,500</u>	319,000	361,200	378,200	403,900	443,300	
57	<u>226,300</u>	<u>265,600</u>	320,500	362,100	378,700	404,500	443,600	
58	<u>227,100</u>	<u>266,600</u>	321,700	362,800	379,300	405,100	444,000	
59	<u>227,800</u>	<u>267,800</u>	322,900	363,500	379,900	405,700	444,300	
60	<u>228,500</u>	<u>268,900</u>	324,100	364,200	380,600	406,300	444,600	
61	<u>229,200</u>	<u>269,900</u>	324,800	364,600	381,000	406,800	444,900	
62	<u>230,000</u>	<u>270,900</u>	325,700	365,200	381,700	407,500		
63	<u>230,700</u>	<u>272,000</u>	326,500	365,900	382,300	408,100		
64	<u>231,300</u>	273,100	327,300	366,600	382,900	408,600		
65	<u>231,900</u>	274,000	328,200	366,900	383,300	408,900		
66	<u>232,500</u>	275,000	328,600	367,600	383,900	409,500		
67	<u>233,100</u>	275,900	329,300	368,300	384,500	410,200		
68	<u>233,800</u>	277,000	330,100	369,000	385,100	410,700		
69	<u>234,500</u>	278,100	330,900	369,300	385,500	411,200		
70	<u>235,100</u>	279,100	331,600	369,900	386,000	411,900		
71	<u>235,600</u>	280,000	332,300	370,600	386,500	412,600		
72	<u>236,300</u>	281,000	333,000	371,200	387,100	413,300		
73	<u>237,000</u>	281,500	333,500	371,500	387,400	413,700		
74	<u>237,600</u>	282,400	334,100	372,100	388,100	414,400		
75	<u>238,200</u>	283,100	334,600	372,800	388,800	415,100		
76	<u>238,700</u>	284,000	335,200	373,400	389,300	415,800		
77	<u>239,300</u>	285,000	335,500	373,800	389,600	416,300		
78	<u>240,000</u>	285,800	336,000	374,300	390,300	417,000		
79	<u>240,700</u>	286,600	336,400	374,900	391,000	417,700		
80	<u>241,200</u>	287,400	336,900	375,400	391,700	418,400		
81	<u>241,700</u>	288,200	337,300	375,900	392,200	418,900		
82	<u>242,300</u>	288,700	337,800	376,500	392,900	419,600		
83	<u>242,900</u>	289,100	338,300	377,000	393,600	420,300		
84	<u>243,400</u>	289,600	338,800	377,300	394,200	421,000		
85	<u>243,900</u>	289,800	339,100	377,700	394,700	421,500		
86	<u>244,500</u>	290,100	339,500	378,200	395,300	422,200		
87	<u>245,100</u>	290,300	340,000	378,600	395,900	422,900		
88	245,600	290,700	340,400	379,000	396,500	423,600		

旧（改正前）

52	<u>219,500</u>	<u>258,800</u>	312,700	357,200	375,400	401,300	441,800	
53	<u>220,600</u>	<u>260,000</u>	314,300	358,100	376,100	402,000	442,200	
54	<u>221,600</u>	<u>261,200</u>	315,900	359,200	376,800	402,700	442,600	
55	<u>222,500</u>	<u>262,500</u>	317,500	360,100	377,500	403,400	443,000	
56	<u>223,500</u>	<u>263,600</u>	319,000	361,200	378,200	403,900	443,300	
57	<u>223,800</u>	<u>264,700</u>	320,500	362,100	378,700	404,500	443,600	
58	<u>224,600</u>	<u>265,800</u>	321,700	362,800	379,300	405,100	444,000	
59	<u>225,400</u>	<u>267,100</u>	322,900	363,500	379,900	405,700	444,300	
60	<u>226,100</u>	<u>268,400</u>	324,100	364,200	380,600	406,300	444,600	
61	<u>226,800</u>	<u>269,400</u>	324,800	364,600	381,000	406,800	444,900	
62	<u>227,800</u>	<u>270,500</u>	325,700	365,200	381,700	407,500		
63	<u>228,600</u>	<u>271,800</u>	326,500	365,900	382,300	408,100		
64	<u>229,400</u>	273,100	327,300	366,600	382,900	408,600		
65	<u>230,100</u>	274,000	328,200	366,900	383,300	408,900		
66	<u>230,800</u>	275,000	328,600	367,600	383,900	409,500		
67	<u>231,700</u>	275,900	329,300	368,300	384,500	410,200		
68	<u>232,700</u>	277,000	330,100	369,000	385,100	410,700		
69	<u>233,400</u>	278,100	330,900	369,300	385,500	411,200		
70	<u>234,000</u>	279,100	331,600	369,900	386,000	411,900		
71	<u>234,500</u>	280,000	332,300	370,600	386,500	412,600		
72	<u>235,200</u>	281,000	333,000	371,200	387,100	413,300		
73	<u>236,000</u>	281,500	333,500	371,500	387,400	413,700		
74	<u>236,600</u>	282,400	334,100	372,100	388,100	414,400		
75	<u>237,200</u>	283,100	334,600	372,800	388,800	415,100		
76	<u>237,700</u>	284,000	335,200	373,400	389,300	415,800		
77	<u>238,400</u>	285,000	335,500	373,800	389,600	416,300		
78	<u>239,100</u>	285,800	336,000	374,300	390,300	417,000		
79	<u>239,800</u>	286,600	336,400	374,900	391,000	417,700		
80	<u>240,300</u>	287,400	336,900	375,400	391,700	418,400		
81	<u>240,800</u>	288,200	337,300	375,900	392,200	418,900		
82	<u>241,500</u>	288,700	337,800	376,500	392,900	419,600		
83	<u>242,200</u>	289,100	338,300	377,000	393,600	420,300		
84	<u>242,900</u>	289,600	338,800	377,300	394,200	421,000		
85	<u>243,500</u>	289,800	339,100	377,700	394,700	421,500		
86	<u>244,200</u>	290,100	339,500	378,200	395,300	422,200		
87	<u>244,900</u>	290,300	340,000	378,600	395,900	422,900		
88	245,600	290,700	340,400	379,000	396,500	423,600		

新（改正後）

89	246,100	290,900	340,700	379,400	397,200	424,100		
90	246,600	291,100	341,100	379,900	397,800	424,800		
91	246,900	291,500	341,600	380,300	398,400	425,500		
92	247,300	291,800	342,000	380,700	399,000	426,200		
93	247,600	292,100	342,200	381,000	399,700	426,700		
94		292,400	342,600		400,300			
95		292,700	343,100		400,900			
96		293,100	343,500		401,500			
97		293,400	343,700		402,200			
98		293,800	344,100		402,800			
99		294,100	344,500		403,400			
100		294,500	344,800		404,000			
101		294,700	345,100		404,700			
102		294,900	345,500					
103		295,200	345,900					
104		295,600	346,300					
105		295,800	346,800					
106		296,100	347,200					
107		296,500	347,600					
108		296,900	348,000					
109		297,100	348,500					
110		297,400	348,900					
111		297,800	349,200					
112		298,100	349,500					
113		298,300	350,000					
114		298,600						
115		299,000						
116		299,300						
117		299,500						
118		299,900						
119		300,300						
120		300,600						
121		300,800						
122		301,000						
123		301,300						
124		301,700						
125		301,900						

旧（改正前）

89	246,100	290,900	340,700	379,400	397,200	424,100		
90	246,600	291,100	341,100	379,900	397,800	424,800		
91	246,900	291,500	341,600	380,300	398,400	425,500		
92	247,300	291,800	342,000	380,700	399,000	426,200		
93	247,600	292,100	342,200	381,000	399,700	426,700		
94		292,400	342,600		400,300			
95		292,700	343,100		400,900			
96		293,100	343,500		401,500			
97		293,400	343,700		402,200			
98		293,800	344,100		402,800			
99		294,100	344,500		403,400			
100		294,500	344,800		404,000			
101		294,700	345,100		404,700			
102		294,900	345,500					
103		295,200	345,900					
104		295,600	346,300					
105		295,800	346,800					
106		296,100	347,200					
107		296,500	347,600					
108		296,900	348,000					
109		297,100	348,500					
110		297,400	348,900					
111		297,800	349,200					
112		298,100	349,500					
113		298,300	350,000					
114		298,600						
115		299,000						
116		299,300						
117		299,500						
118		299,900						
119		300,300						
120		300,600						
121		300,800						
122		301,000						
123		301,300						
124		301,700						
125		301,900						

新（改正後）

再任用	193,600	204,700	223,200	246,700	259,600	279,800	295,200	320,700
-----	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

（箱根町職員の給与に関する条例の一部改正）（第 2 条関係）
（勤勉手当）

第 17 条（略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当及び管理職手当の月額を加算した額に、100 分の 100 を乗じて得た額の総額

(2)（略）

3～5（略）

（箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）（第 3 条関係）
（基本報酬）

第 9 条 日額で基本報酬を定める会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を 21 で除して得た額に、当該会計年度任用職員について定められた 1 日当たりの勤務時間を 7.75 で除して得た数を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。ただし、その額が神奈川県地域別最低賃金（最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 9 条第 1 項に規定する地域別最低賃金をいう。以下この条において同じ。）の額を下回る場合は、当該地域別最低賃金の額とする。

2 時間で基本報酬を定める会計年度任用職員の基本報酬の額は、基本月額を 162.75 で除した得た額とする。ただし、その額が神奈川県地域別最低賃金の額を下回る場合は、当該地域別最低賃金の額とする。

別表第 2(第 7 条関係)

基準月額表

(単位：円)

号給	報酬月額
----	------

旧（改正前）

再任用	193,600	204,700	223,200	246,700	259,600	279,800	295,200	320,700
-----	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

（勤勉手当）

第 17 条 （略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当及び管理職手当の月額を加算した額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 95、12 月に支給する場合においては 100 分の 105 を乗じて得た額の総額

(2) （略）

3～5 （略）

（基本報酬）

第 9 条 日額で基本報酬を定める会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を 21 で除して得た額に、当該会計年度任用職員について定められた 1 日当たりの勤務時間を 7.75 で除して得た数を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

2 時間で基本報酬を定める会計年度任用職員の基本報酬の額は、基本月額を 162.75 で除した得た額とする。

別表第 2(第 7 条関係)

基準月額表

号給	報酬月額
----	------

新（改正後）

1	<u>150,100</u>
2	<u>151,200</u>
3	<u>152,400</u>
4	<u>153,500</u>
5	<u>154,600</u>
6	<u>155,700</u>
7	<u>156,800</u>
8	<u>157,900</u>
9	<u>158,900</u>
10	<u>160,300</u>
11	<u>161,600</u>
12	<u>162,900</u>
13	<u>164,100</u>
14	<u>165,600</u>
15	<u>167,100</u>
16	<u>168,700</u>
17	<u>169,800</u>
18	<u>171,200</u>
19	<u>172,600</u>
20	<u>174,000</u>
21	<u>175,300</u>
22	<u>177,800</u>
23	<u>180,300</u>
24	<u>182,800</u>
25	<u>185,200</u>
26	<u>186,900</u>
27	<u>188,500</u>
28	<u>190,200</u>
29	<u>191,700</u>
30	<u>193,400</u>
31	<u>195,200</u>
32	<u>196,900</u>
33	<u>198,500</u>
34	<u>199,900</u>
35	<u>201,400</u>
36	<u>202,900</u>
37	<u>204,200</u>

旧（改正前）

1	<u>146,100</u>
2	<u>147,200</u>
3	<u>148,400</u>
4	<u>149,500</u>
5	<u>150,600</u>
6	<u>151,700</u>
7	<u>152,800</u>
8	<u>153,900</u>
9	<u>154,900</u>
10	<u>156,300</u>
11	<u>157,600</u>
12	<u>158,900</u>
13	<u>160,100</u>
14	<u>161,600</u>
15	<u>163,100</u>
16	<u>164,700</u>
17	<u>165,900</u>
18	<u>167,400</u>
19	<u>168,900</u>
20	<u>170,400</u>
21	<u>171,700</u>
22	<u>174,400</u>
23	<u>177,000</u>
24	<u>179,600</u>
25	<u>182,200</u>
26	<u>183,900</u>
27	<u>185,500</u>
28	<u>187,200</u>
29	<u>188,700</u>
30	<u>190,400</u>
31	<u>192,200</u>
32	<u>193,900</u>
33	<u>195,500</u>
34	<u>196,900</u>
35	<u>198,400</u>
36	<u>199,900</u>
37	<u>201,200</u>

新（改正後）

38	<u>205,500</u>
39	<u>206,700</u>
40	<u>208,000</u>
41	<u>209,300</u>
42	<u>210,600</u>
43	<u>211,900</u>
44	<u>213,200</u>
45	<u>214,300</u>
46	<u>215,600</u>
47	<u>216,900</u>
48	<u>218,200</u>
49	<u>219,200</u>
50	<u>220,300</u>
51	<u>221,300</u>
52	<u>222,300</u>
53	<u>223,300</u>
54	<u>224,200</u>
55	<u>225,100</u>
56	<u>226,000</u>
57	<u>226,300</u>
58	<u>227,100</u>
59	<u>227,800</u>
60	<u>228,500</u>
61	<u>229,200</u>
62	<u>230,000</u>
63	<u>230,700</u>
64	<u>231,300</u>
65	<u>231,900</u>
66	<u>232,500</u>
67	<u>233,100</u>
68	<u>233,800</u>
69	<u>234,500</u>
70	<u>235,100</u>
71	<u>235,600</u>
72	<u>236,300</u>
73	<u>237,000</u>
74	<u>237,600</u>

旧（改正前）

38	<u>202,500</u>
39	<u>203,700</u>
40	<u>205,000</u>
41	<u>206,300</u>
42	<u>207,600</u>
43	<u>208,900</u>
44	<u>210,200</u>
45	<u>211,300</u>
46	<u>212,600</u>
47	<u>213,900</u>
48	<u>215,200</u>
49	<u>216,300</u>
50	<u>217,400</u>
51	<u>218,400</u>
52	<u>219,500</u>
53	<u>220,600</u>
54	<u>221,600</u>
55	<u>222,500</u>
56	<u>223,500</u>
57	<u>223,800</u>
58	<u>224,600</u>
59	<u>225,400</u>
60	<u>226,100</u>
61	<u>226,800</u>
62	<u>227,800</u>
63	<u>228,600</u>
64	<u>229,400</u>
65	<u>230,100</u>
66	<u>230,800</u>
67	<u>231,700</u>
68	<u>232,700</u>
69	<u>233,400</u>
70	<u>234,000</u>
71	<u>234,500</u>
72	<u>235,200</u>
73	<u>236,000</u>
74	<u>236,600</u>

新（改正後）

75	<u>238,200</u>
76	<u>238,700</u>
77	<u>239,300</u>
78	<u>240,000</u>
79	<u>240,700</u>
80	<u>241,200</u>
81	<u>241,700</u>
82	<u>242,300</u>
83	<u>242,900</u>
84	<u>243,400</u>
85	<u>243,900</u>
86	<u>244,500</u>
87	<u>245,100</u>
88	245,600
89	246,100
90	246,600
91	246,900
92	247,300
93	247,600

旧（改正前）

75	<u>237,200</u>
76	<u>237,700</u>
77	<u>238,400</u>
78	<u>239,100</u>
79	<u>239,800</u>
80	<u>240,300</u>
81	<u>240,800</u>
82	<u>241,500</u>
83	<u>242,200</u>
84	<u>242,900</u>
85	<u>243,500</u>
86	<u>244,200</u>
87	<u>244,900</u>
88	245,600
89	246,100
90	246,600
91	246,900
92	247,300
93	247,600

新旧対照表

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（第1条関係）

（期末手当）

第4条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の225 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

（第2条関係）

（期末手当）

第4条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の220 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

（期末手当）

第4条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の215 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

（期末手当）

第4条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の225 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

新旧対照表

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
新旧対照表

新（改正後）

（第1条関係）

（期末手当の額及び支給方法）

第5条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の225 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

（第2条関係）

（期末手当の額及び支給方法）

第5条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の220 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

（期末手当の額及び支給方法）

第5条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 215 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

（期末手当の額及び支給方法）

第5条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 225 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

新旧対照表

箱根町職員の定年等に関する条例等の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（箱根町職員の定年等に関する条例の一部改正）（第1条関係）

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条－第4条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第5条－第10条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第11条）

第5章 雑則（第12条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 定年制度

（定年による退職）

第2条 （略）

（定年）

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

（定年による退職の特例）

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第8条第1項から第4項までの規定により異動期間（第8条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第8条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第5条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第8条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3

旧（改正前）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定年による退職）

第2条 （略）

（定年）

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。

（定年による退職の特例）

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

新（改正後）

年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。
- 5 （略）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第5条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、箱根町職員の給与に関する条例（昭和32年箱根町条例第18号）第15条第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第6条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

旧（改正前）

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。
- 5 （略）

新（改正後）

第7条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第9条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上で状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第8条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

旧（改正前）

新（改正後）

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長され

旧（改正前）

新（改正後）

た当該異動期間を更に延長することができることを除く。）又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第9条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第10条 任命権者は、第8条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第11条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

（雑則）

第12条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1・2 （略）

（定年に関する経過措置）

旧（改正前）

附 則
1・2（略）

新（改正後）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>
<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>
<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>
<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（箱根町職員の給与に関する条例の一部改正）（第2条関係）

（定年前再任用短時間勤務職員の給料）

第4条の3 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第7条の4 （略）

2 （略）

3 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（再任用職員の給料）

第4条の3 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第7条の4 （略）

2 （略）

3 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

新（改正後）

(1) (略)

(2) 第1項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

イ～ワ (略)

(3) (略)

4～8 (略)

(時間外勤務手当)

第10条 (略)

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対応する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、定年前再任用短時間勤務職員が、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割り振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4～6 (略)

(期末手当)

第16条 (略)

2 (略)

旧（改正前）

(1) (略)

(2) 第1項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

イ～ワ (略)

(3) (略)

4～8 (略)

(時間外勤務手当)

第10条 (略)

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対応する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、再任用短時間勤務職員が、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割り振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4～6 (略)

(期末手当)

第16条 (略)

2 (略)

新（改正後）

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項各号以外の部分中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～7（略）

（勤勉手当）

第17条（略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当及び管理職手当の月額を加算した額に、100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～5（略）

（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外）

第17条の2 第4条第2項から第10項まで、第6条、第7条、第7条の3及び第7条の5の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。

2 第6条、第7条、第7条の3及び第7条の5の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

附 則

1～26（略）

（定年の引上げに伴う給与に関する特例）

27 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第29項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を

旧（改正前）

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項各号以外の部分中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～7（略）

（勤勉手当）

第17条（略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当及び管理職手当の月額を加算した額に、100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～5（略）

（再任用職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外）

第17条の2 第6条、第7条、第7条の3及び第7条の5の規定は、再任用職員及び任期付短時間勤務職員には、適用しない。

附 則

1～26（略）

新（改正後）

生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

28 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 箱根町職員の定年等に関する条例（昭和59年箱根町条例第5号）第8条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第8条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員

(3) 箱根町職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

29 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第31項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第27項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第27項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

30 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

31 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第27項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第29項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

旧（改正前）

新（改正後）

32 附則第29項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第27項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

33 附則第29項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第16条第5項（第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第16条第5項中「給料の月額（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）」とあるのは、「給料の月額（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）と附則第29項、第31項又は第32項の規定による給料の額との合計額」とする。

34 附則第27項から前項までに定めるもののほか、附則第27項の規定による給料月額、附則第29項の規定による給料その他附則第27項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第3条関係）

給料表

（単位：円）

級号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
(略)								
定年前再 任用短時 間勤務職 員	<u>基 準</u> <u>給料月額</u> 193,600	<u>基 準</u> <u>給料月額</u> 204,700	<u>基 準</u> <u>給料月額</u> 223,200	<u>基 準</u> <u>給料月額</u> 246,700	<u>基 準</u> <u>給料月額</u> 259,600	<u>基 準</u> <u>給料月額</u> 279,800	<u>基 準</u> <u>給料月額</u> 295,200	<u>基 準</u> <u>給料月額</u> 320,700

（箱根町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）（第3条関係）
（減給の効果）

第3条 減給は、6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に該当する職員については、報酬の額）の10分の1以下に相当する額を、給与（同号に該当する職員については、報酬）から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

旧（改正前）

別表第1（第3条関係）

給料表

（単位：円）

級 号 給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
(略)								
再任用	193,600	204,700	223,200	246,700	259,600	279,800	295,200	320,700

（減給の効果）

第3条 減給は、6月以下の期間、給料（地方公務員法第22条の2第1項第1号に該当する職員については、報酬の額）の10分の1以下に相当する額を、給与（同号に該当する職員については、報酬）から減ずるものとする。

新（改正後）

（箱根町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）（第4条関係）

（育児休業をすることができない職員）

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) （略）

(3) 箱根町職員の定年等に関する条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(4) （略）

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) （略）

(3) 箱根町職員の定年等に関する条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（部分休業をすることができない職員）

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) （略）

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条第1項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第18条 部分休業の承認は、勤務時間条例第8条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 （略）

（箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）（第5条関係）

（育児休業をすることができない職員）

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) （略）

(3) （略）

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) （略）

（部分休業をすることができない職員）

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) （略）

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第18条 部分休業の承認は、勤務時間条例第8条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 （略）

新（改正後）

（1週間の勤務時間）

第2条（略）

2（略）

3 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4～6（略）

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条（略）

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員にあつては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性その他の事由（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び会

（1週間の勤務時間）

第2条（略）

2（略）

3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4～6（略）

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条（略）

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員にあつては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性その他の事由（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職

新（改正後）

計年度任用職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、町長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等）にあっては、4週間を超えない期間につき、1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次休暇）

第12条 年次休暇は、1年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2)・(3) （略）

2～4 （略）

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）（第6条関係）
（職員の派遣）

第2条 （略）

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員を除く。）

(2)～(4) （略）

(5) 箱根町職員の定年等に関する条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(6) （略）

3 （略）

（箱根町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）（第7条関係）

（報告事項）

旧（改正前）

員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、町長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき、1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次休暇）

第12条 年次休暇は、1年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2)・(3) （略）

2～4 （略）

（職員の派遣）

第2条 （略）

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）

(2)～(4) （略）

(5) （略）

3 （略）

（報告事項）

新（改正後）

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

(1)～(11)（略）

（箱根町職員の降給に関する条例の一部改正）（第8条関係）

（降給の種類）

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

（降格の事由）

第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1)・(2)（略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（定年の引上げに伴う給与に関する特例の適用を受ける職員に対する降給に関する特例）

2 箱根町職員の給与に関する条例附則第27項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、第2条中「とする」とあるのは、「並びに箱根町職員の給与に関する条例附則第27項の規定による降給とする」とする。

旧（改正前）

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

(1)～(11)（略）

（降給の種類）

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

（降格の事由）

第3条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1)・(2)（略）

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

新（改正後）

3 第5条の規定は、箱根町職員の給与に関する条例附則第27項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

旧（改正前）

箱根町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（給与条例の適用除外等）

第7条（略）

2（略）

3 短時間勤務職員に対する給与条例の適用については、給与条例の規定中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「箱根町一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成29年箱根町条例第9号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

4 短時間勤務職員に対する勤務時間条例の適用については、勤務時間条例の規定中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「箱根町一般職の任期付職員の使用に関する条例（平成29年箱根町条例第9号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員」と、勤務時間条例第2条第3項中「31時間」とあるのは「37時間30分」とする。

旧（改正前）

（給与条例の適用除外等）

第7条 （略）

2 （略）

3 短時間勤務職員に対する給与条例の適用については、給与条例の規定中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「箱根町一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成29年箱根町条例第9号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

4 短時間勤務職員に対する勤務時間条例の適用については、勤務時間条例の規定中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「箱根町一般職の任期付職員の使用に関する条例（平成29年箱根町条例第9号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員」と、勤務時間条例第2条第3項中「31時間」とあるのは「37時間30分」とする。

新旧対照表

箱根町町税条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

附 則

（固定資産税の課税標準の特例）

11 （略）

12 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

13 法附則第 15 条第 26 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第 15 条第 26 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

15 法附則第 15 条第 26 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

16 法附則第 15 条第 26 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

17 法附則第 15 条第 26 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

18 法附則第 15 条第 26 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

19 法附則第 15 条第 26 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

20 法附則第 15 条第 26 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

21 法附則第 15 条第 26 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

22 法附則第 15 条第 26 項第 3 号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

23 法附則第 15 条第 33 項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附 則

（固定資産税の課税標準の特例）

- 11 （略）
- 12 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 13 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 14 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 15 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 16 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 17 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。
- 18 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。
- 19 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。
- 20 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 21 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 22 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 23 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

新（改正後）

24 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

25・26（略）

旧（改正前）

24 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

25・26 （略）